グリーン調達ガイドライン

第９版

2014/6/2 制定

ＳＵＳ株式会社

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・3

１．　目的　・・・・・・・・・・・・・・・4

２．　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・4

３．　用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・5

４．　グリーン調達方針　・・・・・・・・・・・・・・・7

５．　グリーン調達ガイドラインへの同意書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・7

６．　非含有保証書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・8

７．　グリーン調達調査　・・・・・・・・・・・・・・・8

８．　都度調査について　・・・・・・・・・・・・・・・10

９．　ガイドラインの取り扱い方について　・・・・・・・・・・・・・・・10

添付資料.　調査フロー

別表A-1　　調査対象物質群リスト

別表A-2　　REACH対応のSVHCリスト

別表B　　使用用途分類リスト

別添　　REACH SVHC 含有状況調査報告リスト（※）

※不定期更新のため調査都度発行での対応

はじめに

私たちは、この地球からさまざまな恩恵を受け、生活を営んでまいりました。

しかしながら、現在の経済活動によってもたらされる地球温暖化、環境汚染といった問題は、地球の再生能力の限界を超えつつあります。こうした状況を深く認識し、経済のあり方や物質文明そのものを再考し、持続的発展の可能な社会に向けた取り組みを行っていかなければなりません。

ＳＵＳ株式会社は、地球環境保全を事業活動における重要課題の一つとして捉え、全社をあげて取り組んでいます。特に「限りある地球資源の有効活用に努め、環境保護と自然との調和や資源の再利用を考慮した製品づくりを行います。」と資源保護を経営理念に掲げ、平和の象徴たるアルミニウムを素材に、環境負荷が少ない環境調和型の標準化製品の開発・製造に取り組んでいます。

これを実現するため、調達活動においても環境への配慮に行き届いた企業から環境負荷の少ない部品や材料などを優先的に調達することを目指した「グリーン調達」の推進に取り組むべく、「グリーン調達ガイドライン」を作成し、このガイドラインに基づき品質・価格・納期・環境に配慮して、環境保全に積極的な取引先から優先的に環境へ配慮した製品を調達していきます。

地球の未来のため、取引先の皆様と共に、お客様に環境負荷の少ない製品を提供していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

１．目的

本ガイドラインは、ＳＵＳ株式会社(以後、ＳＵＳ)の製品を構成する原材料及び製品に含有する特定化学物質について、使用を禁止する物質及び使用状況を把握すべき物質に関する管理基準を明確にし、その内容を製品・部品・原材料の取引先に周知し、製品全体の法規制遵守と環境負荷低減を図る事を目的とする。

２．適用範囲

２．１　製品への適用範囲

（１）　ＳＵＳで設計・製造し、販売する製品

（２）　ＳＵＳが第三者に設計・製造を委託し、ＳＵＳ(株)の商標を付して販売する製品

（３）　ＳＵＳが他社の製品を購入し、それを組み込んで最終製品として販売する製品

（４）　ＳＵＳが第三者から設計・製造の委託を受けた製品
（当該第三者から指定された部品・材料は除く）

２．２　部品・材料への適用範囲

前述「２．１　製品への適用範囲」に該当する製品に使用する部品、材料、その他物品を対象とする。対象部品・材料などは、以下の通りとする。

（１）　半製品（機能ユニット、モジュール、基板Ａｓｓｙなどの組立部品など）

（２）　部品（電気部品、機構部品、ねじ、半導体デバイス、プリント基板など）

（３）　金属及びその他の材質による原材料（アルミビレット、鋼材、樹脂材など）

（４）　製品に使用される副資材（粘着テープ、はんだ材料、接着剤など）の構成材料

（５）　機器を使用するための付属品（電源ケーブル、ハーネス類、ＡＣアダプタなど）

（６）　取扱説明書などのドキュメント類

（７）　梱包材料、梱包部品など（袋、緩衝材、シート、ラップ、ダンボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インキ、塗料など）

なお、このガイドラインにおいて規定されていない物質であっても、各国または地域の法令により使用が禁止されているものについては、それらの法令に従う事とする。

３．用語の定義

〇SUSグリーン調達ガイドライン

ＳＵＳおよびＳＵＳのグループ子会社におけるグリーン調達基準を定めた文書（本書）。
SUSグリーン調達ガイドラインでは、JGPSSI提唱の標準“JIG-101”を採用し、報告フォーマットとしても同標準が用意した“JGPデータ”を使用している。

〇サブスタンス（物質）

元素単体および化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。これらの安定性を維持するため必要な添加剤および使用した工程から生じる不純物を含む。ただし、単一の化学物質の安定性または組成の変化に影響せずに分離することができる溶剤は除く。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ペンゼンなど

〇プレパレーション（調剤）

２種またはそれ以上の化学物質から構成される混合状態のもの（溶剤を含む）

例：塗料、インキ、使用前のハンダ、接着剤、合金など
※ただし使用に伴い、硬化など反応が起こった段階でアーティクルとなる。

〇アーティクル（成型品）

製造中に特定の形状またはデザインに成形されるもの。最終使用時にその形状またはデザインに依存する最終用途機能を有する。最終利用において化学的組成が変化しないか、またはその組成に変化があっても別の商業目的をもたないもの。液体、および粒体のものは、形状やデザインにかかわらずアーティクルとは見なさない。

例：パソコンのキーボードやパソコン本体など成形された物体をいう

〇意図的添加

製品の機能や外観、製品をつくる上での加工性等、製品の特性や品質を与える為に、製造者の管理下にて対象の化学物質やそれを含むものを加え、最終的に製品に残存することを、“意図的添加”と呼ぶ。通常、“意図的添加”は製品の閾値にされることがあるが（例えばRoHS指令6物質は、基本的に閾値(Cd閾値:100ppm、その他5物質閾値:1000ppm)がそのまま管理値に採用される）、特定の法規・法令・規則等で具体的な閾値が定められていない物質については、“意図的添加”が管理値とされる。（意味合いとしては、「意図的に使う事は禁止だが、意図的でないのであれば含有は認められる」ということになる）

〇取引先

部品・材料の最終仕様はＳＵＳ、もしくは取引先自身が決定するが、最終仕様を満足するための設計、材料選定、生産方法、検査方法など製造にまつわる内容を自社で決定して製造し、ＳＵＳに納入(供給)する法人。例えば、製品の生産者(メーカー)，卸売業者，小売り業者，納入業者，サービス提供者又は情報提供者などの、ＳＵＳがアウトソースした外注業務（生産委託）を含むプロセスを提供する者。ＳＵＳから見た“一次サプライヤー”を指す。

〇供給者

取引先がＳＵＳに納品する資材（製品、部品、材料、その他の物品）を、取引先に対して供給する法人。ＳＵＳから見た“二次サプライヤー”以降を指す。

〇JGPSSI（Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative）

グリーン調達調査共通化協議会。電気電子製品に関連する部品・材料に含有する化学物質調査にかかわる調査労力の軽減、回答品質の向上を目的として調査対象物質リスト、調査回答フォーマットの共通化を進めていた団体。２０１２年３月に国際規格であるIEC62474がVT62474により発行された事からその役目を終えたとして同年５月に発展的解消され、以後JGPツールの維持管理は国内VT62474に引き継がれている。

〇国内VT62474

国内VT62474は、IEC/TC111の国内委員会（事務局：JEITA環境部）内に２０１２年４月に設置された分科会の一つであり、VT62474の“VT”とは、Validation Team（検証チーム）の略です。この分科会の主な活動内容としては、国際規格 IEC62474のデータベースに含む化学物質リストなどの改訂を行う国際チーム（VT62474)の活動に対応するための国内審議組織として、意見集約と情報発信などを行っています。(国内VT62474ホームページより)

〇JAMP（Joint Article Management Promotion-consortium）

アーティクルマネジメント推進協議会。JGPSSIと同様の団体だが、電気電子製品だけでなく化学製品や自動車など、全ての国内産業界全体が取り扱う化学物質(約5000種以上)を管理対象としている。報告フォーマットとして“AISデータ”を用意、また従来の“MSDS”に対し化学物質/調剤情報を補完した“MSDS-plus”による情報収集の仕組みも規定している。 JAMPとJGPSSIの標準は互換性をもつ。

〇JIG-101(Joint Industry Guideline)

JGPSSIが、EUのDIGITALEUROPE(欧州デジタル経済圏のロビー団体)およびアメリカのCEA(Consumer Electronics Association, 全米家電協会)と共に構築した調査回答ツール(JGPツール)。梱包部材についてはJIG-201を用いる。

情報交換の際に用いられる報告フォーマットは“JGPデータ”で、流通方法としてはMicrosoft社の業務用ソフトウェアであるMS-Excelで作成された無料の編集ソフトにて生成されるデータファイルに加え、手書きの報告用紙も用意されている。

〇製品含有化学物質管理ガイドライン

製品とその製品含有化学物質情報を提供する際の基礎となる製品含有化学物質の管理に取り組む組織に対して実践的な支援を提供することを意図し、国内の幾つかの業界団体や標準化協議会等の協働により、日本工業規格「JIS Z 7201:2012 製品含有化学物質管理－原則と指針」の指針に準拠して作成されたガイドライン。

４．グリーン調達方針

キーワードを「環境負荷の低減」と定め、品質（Ｑ）・価格（Ｃ）・納期（Ｄ）に優先して環境（Ｅ）の側面を重視した調達を推進していく。具体的には、グリーン調達の推進に当たり環境法規制を満足する環境負荷が小さい製品・部品・材料を提供している取引先からの調達を優先するとともに、取引先に対して製品含有化学物質管理体制の構築、および環境経営体質の強化を求めていく。

図４．１：グリーン調達ガイドラインの基本概念

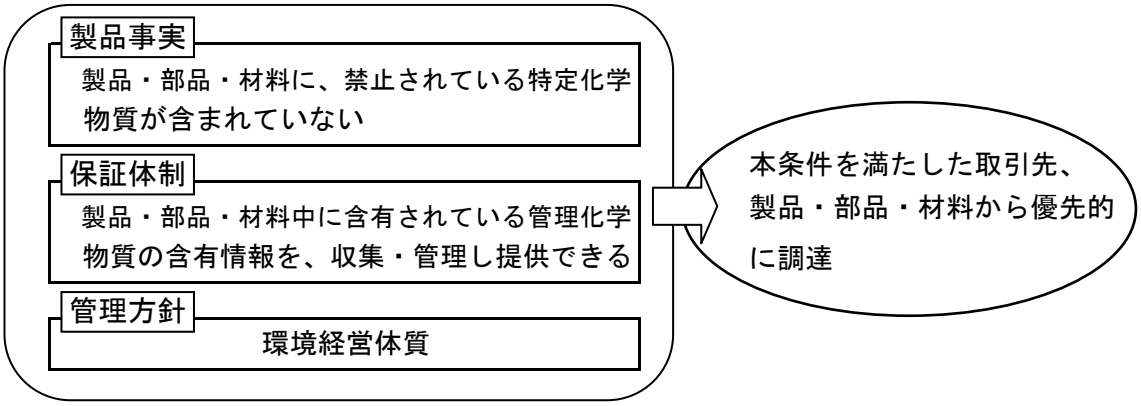

4.1　製品含有化学物質管理および環境経営に関する取引先への要求事項

(1) 日本国および部品製造国の環境に関連する法律・法令を順守すること。

(2) 「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づく仕組みの構築と運用に努めること。また同様の要求を供給者に対しても求めること。

(3) 現在ＳＵＳへ納入している又は過去に納入していた製品において、製品含有化学物質に関連した事故が発生・発覚した場合は、直ちにその件についてＳＵＳへ連絡すること。また、事故の終息に至るまでの経過および事中事後の対応策について随時連絡すること。

(4) 環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から改善・罰則を命じられた場合には遅滞なくＳＵＳへ連絡すること。

(5) 取引先が使用している供給者にて上記の事件・事故が発生したことを確認した場合には、その件について遅滞なくＳＵＳへ連絡すること。

５．グリーン調達ガイドラインへの同意書の提出

本グリーン調達ガイドラインに対して合意の場合には、「グリーン調達ガイドラインへの同意書」を提出のこと。同意書の提出を、新規の取引開始、もしくは取引継続の条件とする。様式は別紙ＩAを使用し、初回の取引きの際、およびグリーン調達ガイドラインが改定された場合に必ず最新版の同意書を提出すること。同意書と同時に、製品含有化学物質に関する管理についての設問が記載された、別紙IBのチェックシートについても提出すること。

６．非含有保証書の提出

取引先からの納入品に関し、別表A-1と2にあげた化学物質が非含有の場合は「非含有保証書」の提出を求める。ここでの非含有とは、別表-Bにて、製品の使用目的用途別に設定された閾値(報告レベル)を超えていない事を指す（含有量が閾値レベル以下の場合には「非含有」として取り扱う）。「非含有保証書」の様式は、別紙Ｉを使用のこと。

なお、閾値が「意図的添加」となっている化学物質が添加されている場合には、その量に関わらず報告しなければならない。報告の方法は「７．グリーン調達調査」を参照のこと。

また、非含有保証書の提出如何に関わらず、ＲＥＡＣＨ規則ＳＶＨＣの含有状況を報告するための“REACH SVHC 含有状況調査報告リスト”の提出は必須とする。

環境管理物質

ＳＵＳが報告を求める管理対象物質は、Joint Indastry Guide(JIG-101)が収載する化学物質および物質群に準じ、それに加えて最新のＲＥＡＣＨ規則のＳＶＨＣを対象としている。詳細は、“別表A-1. 調査対象物質群リスト”、“別表A-2. REACH対応のSVHCリスト”および“特定化学物質 追加調査票”中の記載を参照のこと。

７．グリーン調達調査

取引先からの納入品における環境管理物質の含有状況は、**“ＪＧＰＳＳＩが定めた調査フォーマット”(以下、ＪＧＰファイルとする)の電子データによる報告、およびＳＵＳ**が独自で定める環境管理物質とその他の確認事項について、本書に添付の**“別紙Ⅳ 特定化学物質追加調査票”**および**“REACH SVHC 含有状況調査報告リスト”**を用いて報告すること。
提出するＪＧＰファイルは、現在 国内ＶＴ６２４７４(旧ＪＧＰＳＳＩ)が提供している最新の調査回答ツール（Microsoft社のExcelファイル）にて作成すること。
またＪＡＭＰ方式(以下、ＪＡＭＰファイルとする)のデータファイル(AIS、MSDSplus)による物質情報の伝達が可能な場合はＪＧＰファイルと共にＪＡＭＰファイルも提出のこと。

上記の電子データでの報告が困難な場合に限り、“SUS指定の特定化学物質調査票(別紙Ⅲ)”による報告提出を認める。(基本的には先述のＪＧＰファイルを提出する事)
調査票は、対象となる納入品における化学物質の含有状況により１枚目(第１階層)から３枚目(第３階層)までを作成・提出する。(非含有である場合には１枚目のみの提出で可)

〈第１階層〉 回答元(取引先)情報、製品情報、および含有状況の判定報告書 (必須)
〈第２階層〉 含有物質群毎の、使用用途、含有部位、含有率情報の報告書 (含有時は必須)
〈第３階層〉 REACH規則の高懸念物質(SVHC)に関する含有情報報告書 (SVHC含有時は必須)

上記のＪＧＰＳＳＩの内容に関する確認、および最新の情報（ガイドライン、マニュアル、ＪＧＰファイル作成ツールの入手等）に関しては、国内ＶＴ６２４７４のホームページ(URL：http://vt62474.jp/)を参照のこと。

“REACH SVHC 含有状況調査報告リスト”については、報告時点での最新版を用いること。

7.1　ＥＵ-ＲｏＨＳ指令(欧州指令 2011/65/EU)の適用除外について

ＥＵ－ＲｏＨＳではその付属書にて、特定有害化学物質の含有規制を特定用途に対して除外しており（例:真鍮中の鉛や蛍光灯の水銀等）、ＳＵＳグリーン調達ガイドラインでもＲｏＨＳ指令に規定の６物質について、適合/非適合の判定基準をＥＵ－ＲｏＨＳ指令に準じている（適用除外用途については別表-B“使用用途分類リスト”を参考の事）。但し適用除外項目はＥＵにより随時変更されるため、回答に際しては最新情報に従った判定・報告で対応すること。

なお適用除外と判定される場合でも、閾値を越えての含有がある際には必ず含有量の報告をしなければならない。また閾値を超えていない場合でも、物質の含有量を把握している場合には含有量を報告すること。

7.2　中国ＲｏＨＳについて

２００７年３月１日より施行された中国版ＲｏＨＳでは、対応状況の表示が義務付けられているが、この中国版ＲｏＨＳにはＥＵ－ＲｏＨＳの様な適用除外項目がないため（2014年1月時点）閾値を超えての含有に際しては、必ず数値による含有量の報告を行うこと。

（本ガイドラインでは中国ＲｏＨＳの報告を求めないが、個別に確認を行う場合がある。）

7.3　ＲＥＡＣＨ規則について

２００７年６月１日よりスタートした欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度。特に高懸念物質(ＳＶＨＣ)については、およそ半年に１回のペースで追加される対象物質についての含有報告が求められる。

本版は、ＲＥＡＣＨ規則の高懸念物質(ＳＶＨＣ)のうち、電気電子製品に含有の可能性がある物質だけを報告対象としているＪＩＧ－１０１をベースをとしている（詳しくは 国内VT62474のホームページから入手できる、“製品含有化学物質調査・回答マニュアル 第1.1版(訂正版)（日本語版）”を参照のこと）。

ただし、ＳＵＳではＲＥＡＣＨ規則ＳＶＨＣ調査の重要性を考慮し、最新のＳＶＨＣ全種類を網羅した調査リストをガイドライン本体とは別添の形で用意して定期的に調査する。

7.4　含有の理由について

別紙Ⅲ 特定化学物質調査票の第2～3階層においては、“使用用途・目的”という欄に意図的添加の目的や「不純物として含有」などの含有の理由について、“別表-B 使用用途分類リスト”内で化学物質毎に定義された“使用用途分類コード”を使用して回答すること。

なお、別表-AとBの報告物質が閾値を超えて含有している場合は代替技術や代替品を検討し、代替技術や代替品がある場合には、別紙Ⅲの特定化学物質調査票の通信欄を利用してその情報を提供すること。

7.5　調査フローについて

調査のフローを“添付資料. 調査フロー ”に示す。

８．都度調査について

ＳＵＳグリーン調達ガイドラインに規定されていない物質について、ＳＵＳ(株）が顧客から調査依頼を受けるなどの“別途調査の必要が生じた場合”には、その都度で調査を依頼する事がある。

９．ガイドラインの取り扱い方について

取引先に対するガイドラインの取り扱いは以下の通り。

（１）対象取引先に対し、本ガイドラインをＳＵＳの調達担当者より配布する。

（２）新規の取引先に対しては取引が開始される都度、本ガイドラインをＳＵＳの調達担当者より配布する。

（３）本ガイドラインは、社会情勢の変化や対象法規制の更改などが発生した場合には、必要に応じて適宜改定される。

（４）改定の際には、ＳＵＳの調達担当者より取引先各社へガイドラインを配布するが、本ガイドラインの改定がされない場合でも、本ガイドラインが対象としている法規や判定基準、調査方法等に何らかの改正・変更が生じた場合には、それ以降の報告においては最新の条件に従った調査・報告を行うこと。

（５）本ガイドラインの改定を待たずに更新・配布される、一部の調査・報告を求める書式の取り扱いについては、本ガイドラインに定める条件および要求に従うものとする。

例：“REACH SVHC 含有状況調査報告リスト”

（６）本ガイドラインおよび関連する書類に記載される情報に、誤字、誤訳、事実誤認等の参照・引用元との差異が確認された場合には、全て引用元の原文が優先される。

添付資料．調査フロー

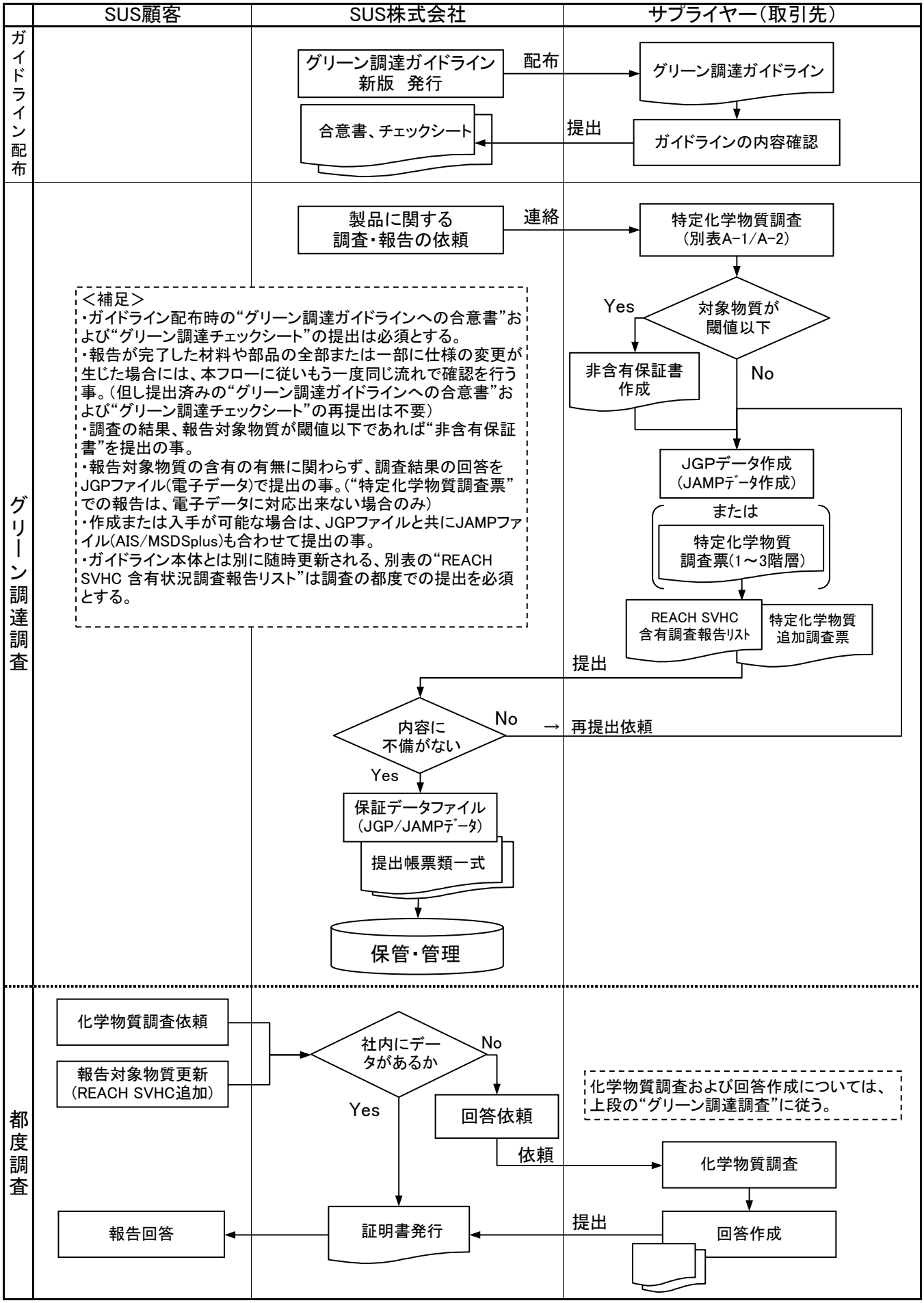
SUS顧客
SUS株式会社
サプライヤー（取引先）
ガイドライン配布
グリーン調達調査
都度調査
グリーン調達ガイドライン 新版 発行
配布
グリーン調達ガイドライン
合意書、チェックシート
提出
ガイドラインの内容確認
製品に関する 調査・報告の依頼
連絡
特定化学物質調査 （別表A-1/A-2）
＜補足＞
・ガイドライン配布時の“グリーン調達ガイドラインへの合意書”および“グリーン調達チェックシート”の提出は必須とする。
・報告が完了した材料や部品の全部または一部に仕様の変更が生じた場合には、本フローに従いもう一度同じ流れで確認を行う事。（但し提出済みの“グリーン調達ガイドラインへの合意書”および“グリーン調達チェックシート”の再提出は不要）
・調査の結果、報告対象物質が閾値以下であれば“非含有保証書”を提出の事。
・報告対象物質の含有の有無に関わらず、調査結果の回答をJGPファイル(電子データ)で提出の事。(“特定化学物質調査票”での報告は、電子データに対応出来ない場合のみ)
・作成または入手が可能な場合は、JGPファイルと共にJAMPファイル(AIS/MSDSplus)も合わせて提出の事。
・ガイドライン本体とは別に随時更新される、別表の“REACH SVHC 含有状況調査報告リスト”は調査の都度での提出を必須とする。
Yes
対象物質が 閾値以下
No
非含有保証書 作成
JGPデータ作成 （JAMPﾃﾞｰﾀ作成）
または
特定化学物質 調査票(1～3階層)
REACH SVHC 含有調査報告ﾘｽﾄ
特定化学物質 追加調査票
提出
内容に 不備がない
No
→ 再提出依頼
Yes
保証データファイル （JGP/JAMPﾃﾞｰﾀ）
提出帳票類一式
保管・管理
化学物質調査依頼
報告対象物質更新 （REACH SVHC追加）
社内にデータがあるか
No
Yes
回答依頼
依頼
化学物質調査
化学物質調査および回答作成については、上段の“グリーン調達調査”に従う。
報告回答
証明書発行
提出
回答作成

別表 A-1. 調査対象物質群リスト（JIG-101 Ed 4.3 和訳版 別表Aの表及びIEC62474DBの物質リストの一部を引用）

	クライテリア	物質群分類No.	物質群	前版掲載歴	『報告対象』	閾値レベル（報告レベル）
1	R	A05	カドミウム／カドミウム化合物	○	電池を除くすべて	均質材料の0.01 重量%（100ppm）
2	R	A05	カドミウム／カドミウム化合物	○	電池	電池の0.001 重量%（10ppm）
3	R	A07	六価クロム化合物	○	すべて	均質材料の0.1 重量%（1000ppm）
4	R	A09	鉛／鉛化合物	○	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の0.1 重量%（1000ppm）
5	R	A09	鉛／鉛化合物	○	主として12歳以下の子供向けの消費者製品	子供用製品の0.01 重量%（100ppm）
6	R	A09	鉛／鉛化合物	○	玩具及び子供向け製品の塗料又は表面塗装	表面塗装の0.009 重量%
7	R	A09	鉛／鉛化合物	○	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の0.03 重量%（300ppm）
8	R	A09	鉛／鉛化合物	○	電池	電池の0.004 重量%（40ppm）
9	R	A10	水銀／水銀化合物	○	電池以外すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%
10	R	A10	水銀／水銀化合物	○	電池	意図的添加または電池の0.0001重量%(1ppm)
11	R	A11	ニッケル	○	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加
12	R	A17	トリブチルスズ＝オキシド（TBTO）（CAS No. 56-35-9）	○	すべて	意図的添加
13	R	A28	三置換有機スズ化合物	○	すべて	意図的添加またはスズ元素として、材料中の0.1 重量%（1,000 ppm）
14	R	A23	ジブリルスズ化合物(DBT)	○	すべて	材料中のスズの0.1重量%(1000ppm)
15	R	A24	ジオクチルスズ化合物(DOT)	○	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、(b)育児用品、(c) 2液性室温硬化ﾓｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｷｯﾄ(RTV-2ｼｰﾗﾝﾄﾓｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｷｯﾄ)	材料中のスズの0.1重量%(1000ppm)
16	I	A19	酸化ベリリウム（CAS No.1304-56-9）	○	すべて	製品の0.1重量%(1000ppm)
17	R	B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	○	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)
18	R	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	○	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)
19	I	B08	臭素系難燃剤(PBBとPBDE又はHBCDD以外)	○	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1重量%(1000ppm)
20	I	B08	臭素系難燃剤(PBBとPBDE又はHBCDD以外)	○	積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で0.09重量%(900ppm)
21	I	B18	塩素系難燃剤	○	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量%(1000ppm)
22	I	B18	塩素系難燃剤	○	積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で0.09重量%(900ppm)
23	R	B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) および 特定代替品	○	すべて	意図的添加
24	R	B15	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	○	すべて	材料の0.005重量%(50ppm)
25	R	B06	ポリ塩化ナフタレン（塩素原子数が3以上）	○	すべて	意図的添加
26	R	B12	過塩素酸塩	○	すべて	材料の0.0000006重量%(0.006ppm)
27	R	B13	パーフルオロオクタンスルフォン酸塩(PFOS)	○	すべて	意図的添加または材料中の0.1重量%(1000ppm)
28	R	B10	フッ素系温室効果ｶﾞｽ（PFC,SF_6,HFC）	○	すべて	意図的添加
29	I	B19	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	○	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量%(1000ppm)
30	R	C01	アスベスト類	○	すべて	意図的添加
31	R	C02	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	○	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003重量%(30ppm)
32	R	C04	オゾン層破壊物質	○	すべて	意図的添加
33	R	C06	放射性物質	○	すべて	意図的添加
34	R	C07	ホルムアルデヒド	○	織物	織物製品の0.0075重量%(75ppm)
35	R	C07	ホルムアルデヒド	○	複合木材製品または部品	意図的添加
36	R	C08	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（CAS No.3846-71-7）	○	すべて	意図的添加
37	R	C09	フタル酸エステル類 グループ1（BBP、DBP、DEHP）	○	玩具または育児用品	可塑化した材料の0.1重量%（1000ppm）
38	R	C10	フタル酸エステル類 グループ2（DIDP、DINP、DNOP）	○	子供の口に入る玩具または育児用品	可塑化した材料の0.1重量%（1000ppm）
39	R	C11	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル;DMF）(CAS No.624-49-7)	○	すべて	材料中の0.00001重量%(0.1ppm)
40	R	C47	フタル酸ジイソデシル（DIDP）	新	すべて	意図的添加
41	R	C48	フタル酸ジ-n-ヘキシル（DnHP）	新	すべて	意図的添加

注1）本表は、国内VT62474発行の“製品含有化学物質調査・回答ﾏﾆｭｱﾙ”(Ver.4.3 調査回答ﾌｫｰﾏｯﾄ対応版)に収載されている別表A-1の引用である。
注2）本表には、Ver.4.30調査回答ツールの第2階層で回答する物質群を収載している。
注3）本表でのA17:ﾄﾘﾌﾞﾁﾙｽｽﾞ=ｵｷｼﾄﾞ(TBTO)の閾値レベルは、別表A-2のA17:ﾄﾘﾌﾞﾁﾙｽｽﾞ=ｵｷｼﾄﾞ(TBTO)の閾値レベルとは異なるため注意の事。
注4）本表のC09:ﾌﾀﾙ酸ｴｽﾃﾙ類ｸﾞﾙｰﾌﾟ1(BBP,DBP,DEHP)および、C10:ﾌﾀﾙ酸ｴｽﾃﾙ類ｸﾞﾙｰﾌﾟ2(DIDP,DINP,DNOP)の閾値レベルの算定は、それぞれのグループの三物質の含有量の合計値を基準とする。
注5）本表を利用する際の諸事項詳細は、国内VT62474発行の“製品含有化学物質調査・回答ﾏﾆｭｱﾙ”(Ver.4.3 調査回答ﾌｫｰﾏｯﾄ対応版)を参照の事。
注6）“前版掲載歴”欄には、前版であるSUSｸﾞﾘｰﾝ調達ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(第8版)から継続掲載の報告物質に“○”印、新規掲載の物質には“新”印を表示している。

別表 A-2. REACH対応のSVHCリスト（JIG-101 Ed 4.3 和訳版 別表A及びIEC62474DBの物質リストの一部を引用）

	クライテリア	物質群分類No.	物質群	前版掲載歴	CAS番号	物質名称
1	R	A17	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	○	56-35-9	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)
2	R	A20	五酸化二ヒ素	○	1303-28-2	五酸化二ヒ素
3	R	A21	三酸化二ヒ素	○	1327-53-3	三酸化二ヒ素
4	R	B11	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) ＜すべての主要ジアステレオ異性体を含む＞	○	25637-99-4	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)
				○	3194-55-6	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン
				○	134237-50-6	α-ヘキサブロモシクロドデカン
				○	134237-51-7	β-ヘキサブロモシクロドデカン
				○	134237-52-8	γ-ヘキサブロモシクロドデカン
5	R	B09	短鎖型塩化パラフィン類 （炭素数10～13）	○	85535-84-8	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10～13)
6	R	B16	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	○	115-96-8	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)
7	R	C12	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	○	117-81-7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)
8	R	C13	フタル酸ジブチル (DBP)	○	84-74-2	フタル酸ジブチル (DBP)
9	R	C14	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	○	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル (BBP)
10	R	A22	塩化コバルト ($CoCl_2$)	○	7646-79-9	塩化コバルト ($CoCl_2$)
11	R	A25	クロム酸鉛	○	7758-97-6	クロム酸鉛
12	R	A26	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 （C.I. ピグメントレッド104）	○	12656-85-8	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 （C.I. ピグメントレッド104）
13	R	A27	C.C. ピグメントイエロー 34	○	1344-37-2	C.C. ピグメントイエロー 34
14	R	C15	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	○	84-69-5	フタル酸ジイソブチル (DIBP)
15	R	C16	アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	○	-	アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維
16	R	C17	ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	○	-	ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維
17	R	C18	ホウ酸	○	10043-35-3	ホウ酸
				○	11113-50-1	ホウ酸
18	R	C19	四ホウ酸二ナトリウム無水物	○	1303-96-4	四ホウ酸二ナトリウム 10 水和物 (ほう砂)
				○	1330-43-4	四ホウ酸二ナトリウム
				○	12179-04-3	四ホウ酸二ナトリウム 5 水和物
19	R	C20	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	○	12267-73-1	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)
20	R	C21	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐ジアルキルエステル類 (DIHP)	○	71888-89-6	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐字アルキルエステル類 (DIHP)
21	R	C22	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7～11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)	○	68515-42-4	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7～11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)
22	A	B17	[4-[ﾋﾞｽ(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド（別名 C.I. ﾍﾞｲｼｯｸﾊﾞｲｵﾚｯﾄ3）	○	548-62-9	[4-[ﾋﾞｽ(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド（別名 C.I. ﾍﾞｲｼｯｸﾊﾞｲｵﾚｯﾄ3）
23	R	A29	クロム酸ストロンチウム	○	7789-06-2	クロム酸ストロンチウム
24	R	B20	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	○	101-14-4	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)
25	R	A30	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	○	11103-86-9	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム
26	R	A31	クロム酸八水酸化五亜鉛	○	49663-84-5	クロム酸八水酸化五亜鉛
27	R	C23	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)	○	117-82-8	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)
28	R	C24	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	○	140-66-9	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)
29	R	C25	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	○	111-96-6	ビス(2-メトキシエチル)エーテル
30	R	C26	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	○	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)
31	R	B23	デカブロモジフェニルエーテル	新	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル
32	R	A48	塩基性亜硫酸鉛	新	62229-08-7	塩基性亜硫酸鉛
33	R	C38	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン（TEGDME；トリグライム）	新	112-49-2	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン（TEGDME；トリグライム）
34	R	A49	二塩基性リン酸鉛	新	12141-20-7	二塩基性リン酸鉛
35	R	C39	1,2-ジメトキシエタン；エチレングリコールジメチルエーテル（EGDME）	新	110-71-4	1,2-ジメトキシエタン；エチレングリコールジメチルエーテル（EGDME）

	クライテリア	物質群分類No.	物質群	前版掲載歴	CAS番号	物質名称
36	R	C40	4-アミノアゾベンゼン	新	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン
37	R	A50	三塩基性硫酸鉛	新	12202-17-4	三塩基性硫酸鉛
38	R	A51	オレンジレッド（四酸化鉛）	新	1314-41-6	オレンジレッド（四酸化鉛）
39	R	A52	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	新	8012-00-8	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41
40	R	A53	四塩基性硫酸鉛	新	12065-90-6	四塩基性硫酸鉛
41	R	C41	1,2-ジエトキシエタン	新	629-14-1	1,2-ジエトキシエタン
42	R	C42	三酸化ニホウ素	新	1303-86-2	三酸化ニホウ素
43	R	A54	ジクロロジブチルスズ（DBTC）	新	683-18-1	ジクロロジブチルスズ（DBTC）
44	R	A55	シアナミド鉛	新	20837-86-9	シアナミド鉛
45	R	C43	N,N-ジメチルホルムアミド	新	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド
46	R	A56	ケイ酸(H2Si2O5)バリウム塩（1：1）、鉛をドープ	新	68784-75-8	ケイ酸(H2Si2O5)バリウム塩（1：1）、鉛をドープ
47	R	C44	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	新	84777-06-0	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖
48	R	C45	フタル酸ジイソペンチル（DIPP）	新	605-50-5	フタル酸ジイソペンチル（DIPP）
49	R	C46	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル	新	776297-69-9	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル
50	R	A57	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	新	12060-00-3	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛
51	R	A58	チタン酸ジルコニウム酸鉛	新	12626-81-2	チタン酸ジルコニウム酸鉛
52	R	A59	オキシ硫酸鉛	新	12036-76-9	オキシ硫酸鉛
53	R	A60	フタル酸ジオキソ三鉛	新	69011-06-9	フタル酸ジオキソ三鉛
54	R	A61	ジオキソビス（ステアリン酸）三鉛	新	12578-12-0	ジオキソビス（ステアリン酸）三鉛
55	R	A62	脂肪酸鉛塩（炭素数16～18）	新	91031-62-8	脂肪酸鉛塩（炭素数16～18）
56	R	A63	二硝酸鉛、硝酸鉛（Ⅱ）	新	10099-74-8	二硝酸鉛、硝酸鉛（Ⅱ）

注1）本表は、国内VT62474発行の“製品含有化学物質調査・回答ﾏﾆｭｱﾙ”(Ver.4.3 調査回答ﾌｫｰﾏｯﾄ対応版)に収載されている別表A-2の引用である。
注2）本表には、Ver.4.30調査回答ツールの第3階層で回答する物質群を収載している。
注3）本表のSVHCの報告対象は「すべて」、閾値レベルは製品の0.1重量%(1000ppm)である。
注4）本表でのA17:ﾄﾘﾌﾞﾁﾙｽｽﾞ=ｵｷｼﾄﾞ(TBTO)の閾値レベルは、他のSVHCと同様に、製品の0.1重量%(1000ppm)である。
注5）本表を利用する際の諸事項詳細は、国内VT62474発行の“製品含有化学物質調査・回答ﾏﾆｭｱﾙ”(Ver.4.3 調査回答ﾌｫｰﾏｯﾄ対応版)を参照の事。
注6）“前版掲載歴”欄には、前版である第8版から継続の報告物質に“〇”印、新規掲載の物質には“新”印を表示している。

別表 B. 使用用途分類リスト

	物質群分類No.	物質群名称	含有判定	使用用途分類コード	使用用途分類
RoHS指令 4重金属	A05	カドミウム/カドミウム化合物	Y	Cd-R-3	均質材料単位あたり100ppmを超えるカドミウムを含むホウケイ酸ガラス、ソーダ石灰ガラス等へ使用するエナメル塗布用印刷インキ
			Y	Cd-R-4	均質材料単位あたり100ppmを超える、音圧レベル100dB(A)以上の高耐入力スピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電気的/機械的なはんだ接合部分の合金中のカドミウム
			Y	Cd-R-6	均質材料単位あたり100ppmを超える、酸化ベリリウムと結合したアルミニウム上に使用される厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム中のカドミウム
			Y	Cd-R-8	均質材料単位あたり100ppmを超える、電気接点中のカドミウム
			Y	Cd-R-9	均質材料単位あたり100ppmを超える、フィルターガラスおよび反射基準(reflectance standards)に使用されるガラス中のカドミウム
			Y	Cd-R-10	均質材料単位あたり100ppmを超える、固体照明または表示システムで使用するための色変換II-VI LED中のカドミウム(光放出エリアミリ平方あたり< 10 μg Cd)
			Y	Cd-R-11	均質材料単位あたり100ppmを超える、プロ用音響機器に使用されるアナログ光カプラーのフォトレジスター中のカドミウム
			Y	Cd-E-2	均質材料単位あたり100ppmを超えるカドミウムを含む電気自動車のバッテリー
			Y	Cd-B-2	電池重量あたり10ppmを超えるカドミウムを含有する電池
			Y	Cd-J-0	特定用途を除く均質材料単位あたり100ppmを超えるカドミウムの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			Y	Cd-J-99	不純物／リサイクル材料／コンタミネーションとして、均質材料単位あたり100ppmを超えるカドミウムの含有
			N	Cd-R-0	特定用途を除く均質材料単位あたり100ppm以下のカドミウムの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			N	Cd-RE-98	不純物／リサイクル材料／コンタミネーションとして、均質材料単位あたり100ppm以下のカドミウムの含有
	A07	六価クロム化合物	Y	Cr-R-2	均質材料単位あたり1000ppmを超える、吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆剤としての0.75重量%までの六価クロム
			Y	Cr-E-1	均質材料単位あたり1000ppmを超える六価クロムを含む防錆コーティング(下記Cr-E-2以外)
			Y	Cr-E-2	均質材料単位あたり1000ppmを超える六価クロムを含む車体部ボルトナット組立て関係の防錆コーティング
			Y	Cr-E-3	均質材料単位あたり1000ppmを超える、0.75wt%以下の六価クロムを含むキャラバン車の(吸着)冷蔵庫
			Y	Cr-J-0	特定用途を除く均質材料単位あたり1000ppmを超える六価クロムの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			Y	Cr-J-99	不純物／リサイクル材料／コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppmを超える六価クロムの含有
			N	Cr-R-0	特定用途を除く均質材料単位あたり1000ppm以下の六価クロムの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			N	Cr-RE-98	不純物／リサイクル材料／コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppm以下の六価クロムの含有
	A09	鉛/鉛化合物	Y	Pb-RE-3	均質材料単位あたり1000ppmを超える、鋼材(バッチ式溶融亜鉛めっき、快削鋼を含む)中の0.35wt%以下の鉛の含有
			Y	Pb-RE-4	均質材料単位あたり1000ppmを超える、銅合金(真鍮、りん青銅等)中の4wt%以下の鉛の含有
			Y	Pb-RE-5	均質材料単位あたり1000ppmを超える、陰極線管中の鉛
			Y	Pb-RE-6	均質材料単位あたり1000ppmを超える、重量比0.2%までの蛍光管のガラス中の鉛
			Y	Pb-RE-7	均質材料単位あたり1000ppmを超える、ガラスまたはセラミック中、もしくはガラスまたはセラミックスマトリックス化合物中に鉛を含む、キャパシタ中の誘電セラミック(例:ピエゾエレクトロニックデバイス)および自動車用バルブ、自動車用プラグ以外の電気および電子コンポーネント中の鉛
			Y	Pb-RE-8	Pb-RE12、Pb-E-20の用途を除く、均質材料単位あたり1000ppmを超える、125V ACまたは250V DCまたはそれ以上の定格電圧のキャパシタに使用する誘電セラミック中の鉛
			Y	Pb-RE-12	均質材料単位あたり1000ppmを超える、集積回路またはディスクリート半導体(単機能半導体)の一部であるキャパシターのPZT系誘電体セラミック材料中の鉛
			Y	Pb-E-20	均質材料単位あたり1000ppmを超える、超音波ソナーのセンサーの一部であるキャパシタの誘電体セラミック中の鉛
			Y	Pb-RE-10	均質材料単位あたり1000ppmを超える、Cプレスコンプライアント・ピン・コネクタ/システムに使用される鉛
			Y	Pb-R-1	均質材料単位あたり1000ppmを超える、アルミニウム材料中の0.4wt%以下の鉛の含有
			Y	Pb-R-2	高融点はんだ中の鉛(85wt%以上の鉛を含む鉛合金)
			Y	Pb-R-3	均質材料単位あたり1000ppmを超える、サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ切替、信号発信、転送ならびに電気通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ装置用のハンダ中の鉛
			Y	Pb-R-5	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含む熱伝導モジュールCリング用コーティング材
			Y	Pb-R-8	均質材料単位あたり1000ppmを超える、Flip Chip ICパッケージ内で半導体のダイとキャリアー接合用のはんだ中の鉛
			Y	Pb-R-10	均質材料単位あたり1000ppmを超える、ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直線状白熱電球の鉛
			Y	Pb-R-11	均質材料単位あたり1000ppmを超える、プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛
			Y	Pb-R-15	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含むホウケイ酸ガラス、ソーダ石灰ガラス等へ使用するエナメル塗布用印刷インキ
			Y	Pb-R-17	均質材料単位あたり1000ppmを超える、ピッチが0.65mm以下のコネクタ以外の狭ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛
			Y	Pb-R-18	均質材料単位あたり1000ppmを超える、機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛
			Y	Pb-R-22	均質材料単位あたり1000ppmを超える、理事会指令69/493/EECの付属書I(カテゴリ1、2、3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛
			Y	Pb-R-23	均質材料単位あたり1000ppmを超える、水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛
			Y	Pb-R-24	均質材料単位あたり1000ppmを超える、アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛中の鉛
			Y	Pb-R-25	均質材料単位あたり1000ppmを超える、電力トランス中の、直径100 μm 以下の薄型銅線のはんだ用のはんだ中の鉛
			Y	Pb-R-26	均質材料単位あたり1000ppmを超えるサーメット型のトリマポテンショメータの素子に含まれる鉛
			Y	Pb-R-27	均質材料単位あたり1000ppmを超える、亜鉛ホウ酸塩処理ガラス(zinc borat glass)体ベース上の高圧ダイオードのめっき層中の鉛
			Y	Pb-R-30	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含む光学用途に使用される白色ガラス中の鉛
			Y	Pb-R-31	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含むフィルターガラスおよび反射基準(reflectance standards)に使用されるガラス中の鉛
			Y	Pb-R-32	均質材料単位あたり1000ppmを超える、ヒーティング、換気、空調及び冷蔵、冷凍、換気(ヒーバックアンドアール:HVACR)用途の冷媒含有コンプレッサ用ベアリングのシェル(さや)およびブッシュ(穴の内面にはめこむ円筒部品)中の鉛
			Y	Pb-R-33	均質材料単位あたり1000ppmを超える、BSP (BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー中の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)
			Y	Pb-R-34	均質材料単位あたり1000ppmを超える、SMS((Sr,Ba)2MgSi2O7:Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)
			Y	Pb-R-35	均質材料単位あたり1000ppmを超える、表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の表面において、構造的要素中、特にシールフリットおよびフリットリングに使用される酸化鉛。
			Y	Pb-E-1	アルミニウム中の鉛 (0.4＜Pb≦1.5wt%)
			Y	Pb-E-3	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含むベアリングシェル/軸受(合金)
			Y	Pb-E-4	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含むバッテリー
			Y	Pb-E-5	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含む制振装置(バイブレーションダンパ)
			Y	Pb-E-6	均質材料単位あたり1000ppmを超える、0.5wt%以下の流体ハンドリング・パワートレーン用エラストマーの加硫剤及び安定剤中の鉛
			Y	Pb-E-7	均質材料単位あたり1000ppmを超える、0.5wt%以下のパワートレーン用エラストマーの接着剤中の鉛
			Y	Pb-E-10	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含むバルブシート
			Y	Pb-E-11	均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛を含む起爆剤
			Y	Pb-E-12	均質材料単位あたり1000ppmを超える、電気用途のはんだの鉛(電子回路基板及びガラスへのはんだ付けを除く)
			Y	Pb-E-13	均質材料単位あたり1000ppmを超える、電気・電子部品の電子回路基板への取り付け及び部品終端用はんだの鉛(電解アルミコンデンサーを除く)
			Y	Pb-E-15	均質材料単位あたり1000ppmを超える、エアマスセンサーのガラスへのはんだ付け用の鉛
			Y	Pb-E-16	均質材料単位あたり1000ppmを超える、パワーセミコンダクターのヒートスプレッダーとヒートシンクの取り付けはんだの鉛(チップサイズが少なくとも1cm2で電流密度が少なくとも1A/mm2)
			Y	Pb-E-17	均質材料単位あたり1000ppmを超える、ガラスへの電気グレージング用途のはんだの鉛(ラミネートグレージングはんだ付けを除く)
			Y	Pb-E-18	均質材料単位あたり1000ppmを超える、ラミネートグレージング用途のはんだの鉛
			Y	Pb-E-19	均質材料単位あたり1000ppmを超える、連続亜鉛めっきスチールシート中の0.35wt%以下の鉛の含有
		(次ページに続く)	Y	Pb-E-21	排熱の回収によるCO2 排出量を削減する自動車電装用途における鉛含有熱電材料

	物質群分類No.	物質群名称	含有判定	使用用途分類コード	使用用途分類
RoHS指令 4重金属		(前ページからの続き)	Y	Pb-E-22	Pb-RE12、Pb-E-20の用途を除く、均質材料単位あたり1000ppmを超える、定格電圧が125V ACまたは250V DC未満のキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛
			Y	Pb-E-23	均質材料単位あたり1000ppmを超える、コンプライアント・ピン・コネクタ/システムに使用される鉛
			Y	Pb-J-1	均質材料単位あたり300ppmを超える、電線及びコード類の被覆中の鉛
			Y	Pb-J-3	おもちゃ用途の部品・材料で、塗装などの表面処理層単位あたり0.009%を超える鉛の含有 (ただし、本項目は、調査先からおもちゃ用途で使用するという指示がある場合のみ選択すること)
		鉛/鉛化合物	Y	Pb-J-4	調査単位あたり100ppmを超える鉛を含む、12歳以下の子供用製品への使用 (ただし、本項目は、調査先から12歳以下の子供用製品で使用するという指示があるのみ選択すること)
			Y	Pb-B-1	電池重量あたり40ppmを超える鉛を含有する電池
			Y	Pb-J-0	特定用途を除く均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛の意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			Y	Pb-J-99	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppmを超える鉛の含有
			N	Pb-R-0	特定用途を除く均質材料単位あたり1000ppm以下の鉛の意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			N	Pb-RE-98	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppm以下の鉛の含有
	A10		Y	Hg-R-26	シングルキャップの蛍光ランプ中の、(バーナーあたり)下記を超えない水銀 (a)30W未満の一般照明目的用:2.5mg (b)30W以上50W未満の一般照明目的用:3.5 mg (c)50W以上150W未満の一般照明目的用:5 mg (d)150W以上の一般照明目的用:15mg (e)環形または四角の構造形態で、管径17mm以下を有する一般照明目的用:7mg (f)特別目的用:5 mg
			Y	Hg-R-17	ダブルキャップの一般目的用の直管蛍光灯中(ランプ毎に)の下記を超えない水銀 (a)通常寿命の管径9mm未満(例:T2)の三波長蛍光体:4mg (b)通常寿命の管径9mm以上17mm以下(例:T5)の三波長蛍光体:3mg (c)通常寿命の管径17mm超28mm以下(例:T8)の三波長蛍光体:3.5mg (d)通常寿命の管径28mm超(例:T12)の三波長蛍光体:3.5mg (e)長寿命(25,000時間以上)の三波長蛍光体: 5mg
		水銀/水銀化合物	Y	Hg-R-28	ダブルキャップの一般目的用以外の蛍光灯中(ランプ毎に)の下記の水銀 (b)あらゆる径の非線形白色ランプ:15mgを超えない水銀 (c)非線形三波長蛍光体ランプ管径 17mm超(例:T9)に含有する15mgを超えない水銀 (d)その他の一般照明目的および特別目的用(例:インダクションランプ)のためのランプに含有する15mgを超えない水銀
			Y	Hg-R-9	特別目的の冷陰極線蛍光灯および外部電極蛍光ランプ(CCFLおよびEEFL)中の水銀
			Y	Hg-R20	Hg-R-16、Hg-R-17、Hg-R-18、Hg-R-9以外の低圧放電ランプ中の水銀(ランプごと)
			Y	Hg-R-11	改善された演色評価数(colour rendering index) Ra60超の一般照明目的の超高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀
			Y	Hg-R-12	一般照明目的用のその他(Hg-R-11)の超高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀
			Y	Hg-R-13	高圧水銀放電ランプ(HPMV)中の水銀
			Y	Hg-R-14	ハロゲン化金属ランプ(MH)中の水銀
			Y	Hg-R-15	2011/65/EUの附属書(or水銀の使用用途分類)で特に定めていない特殊目的のその他の放電ランプ中の水銀
			Y	Hg-B-1	意図的添加または電池重量あたり1ppmを超える水銀を含有する電池
			Y	Hg-J-0	特定用途を除く均質材料単位あたり1000ppmを超える水銀の意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			Y	Hg-J-99	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppmを超える水銀の含有
			Y	Hg-R-0	特定用途を除く均質材料単位あたり1000ppm以下の水銀の意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			N	Hg-RE-98	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppm以下の水銀の含有

RoHS指令 4重金属 以外	A11	ニッケル	Y	Ni-J-1	長期間皮膚に接触する用途で、意図的添加の含有がある場合
			Y	Ni-J-2	製品用途不明で意図的添加の含有がある場合
			N	Ni-J-98	Ni-J-1、Ni-J-2以外の含有がある場合(長時間皮膚に接触しない用途、または不純物)
	A17	トリブチルスズ=オキシド(TBTO、CAS.No.56-35-9)	Y	A17-J-4	意図的添加の含有がある場合
			N	A17-J-98	不純物の含有がある場合
	A28	三置換有機スズ化合物	Y	A28-J-4	均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%を超える含有がある場合
			Y	A28-J-5	A28-J-4以外の用途で、意図的添加の含有がある場合
			N	A28-J-97	均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%以下の含有がある場合
	A23	ジブチルスズ化合物(DBT)	Y	A23-J-1	均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%を超える、1コンポーネントよび2コンポーネント室温加硫シーラント(RTV-1 RTV-2シーラント)および接着剤への含有がある場合
			Y	A23-J-2	均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%を超える、成形品に塗布される場合の、DBT化合物を促進剤として含む塗料およびコーティングへの含有がある場合
			Y	A23-J-3	均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%を超える、ソフト塩ビ自体であれ、硬質PVCとの同時押出であれ、ソフト塩ビ(PVC)プロフィールへの含有がある場合
			Y	A23-J-4	特定用途(A23-J-1, 2, 3)を除く、均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%を超える含有がある場合
			N	A23-J-98	均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%以下の含有がある場合
	A24	ジオクチルスズ化合物(DOT	Y	A24-J-0	・調査対象中に存在する織物/皮革部 ・2液性室温硬化モールディングキット(RTV-2シーラントモールディングキット)の使用で、均質材料単位あたりのスズ含有率が、重量比で、0.1%を超える含有がある場合
			Y	A24-J-1	製品用途不明で意図的添加の含有がある場合
			N	A24-J-98	A24-J-0、A24-J-1以外の含有がある場合
	A19	酸化ベリリウム(CAS No. 1304-56-9)	Y	A19-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A19-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	Y	B02-J-0	均質材料単位あたり1000ppmを超えるPBBの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			Y	B02-J-99	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppmを超えるPBBの含有
			N	B02-R-0	均質材料単位あたり1000ppm以下のPBBの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			N	B02-R-98	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppm以下のPBBの含有
	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	Y	B03-J-0	均質材料単位あたり1000ppmを超えるPBDEの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			Y	B03-J-99	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppmを超えるPBDEの含有
			N	B03-R-0	均質材料単位あたり1000ppm以下のPBDEの意図的添加の含有がある場合(*要詳細報告)
			N	B03-R-98	不純物/リサイクル材料/コンタミネーションとして、均質材料単位あたり1000ppm以下のPBDEの含有
	B08	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	Y	B08-J-3	積層プリント配線基板の用途で、臭素元素含有量が調査単位あたり重量比で0.09重量%を超える含有がある場合
			Y	B08-J-5	積層プリント配線基板中のものを除く、プラスチック材料中の臭素の含有合計で0.1重量%を超える含有がある場合
			Y	B08-J-4	製品用途不明で臭素系難燃剤として意図的添加の含有がある場合
			N	B08-J-97	B08-J-3、B08-J-4、B08-J-5以外の含有がある場合
	B18	塩素系難燃剤	Y	B18-J-0	積層プリント配線基板の用途で、塩素元素の含有量が調査単位あたり重量比で0.09重量%を超える含有がある場合
			Y	B18-J-1	積層プリント配線基板中のものを除く、プラスチック材料中の塩素の含有合計で0.1重量%を超える含有がある場合
			Y	B18-J-2	製品用途不明で塩素系難燃剤として意図的添加の含有がある場合
			N	B18-J-98	B18-J-0、B18-J-1,B18-J-2 以外の含有がある場合
	B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替物質	Y	B05-J-1	意図的添加の含有がある場合
			N	B05-J-98	不純物の含有がある場合
	B15	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	Y	B15-J-2	均質材料単位あたりの重量比が0.005%を超える含有がある場合
			N	B15-J-97	均質材料単位あたりの重量比が0.005%以下の含有がある場合
	B06	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	Y	B06-J-1	意図的添加の含有がある場合
			N	B06-J-98	不純物の含有がある場合
	B12	過塩素酸塩	Y	B12-J-0	調査単位あたりの重量比が6ppbを超える含有がある場合
			N	B12-J-98	調査単位あたりの重量比が6ppb以下の含有がある場合

	物質群分類No.	物質群名称	含有判定	使用用途分類コード	使用用途分類
RoHS指令 4重金属 以外	B13	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	Y	B13-J-0	フォトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反射防止コーティング中にPFOSの意図的含有がある場合
			Y	B13-J-1	フィルム、書類、または印刷版に使用される写真コーティング中にPFOSの意図的含有がある場合
			Y	B13-J-2	クロムめっき、クロム酸化処理、リバースエッチングで使用するミスト抑制剤中にPFOSの意図的含有がある場合
			Y	B13-J-3	無電解ニッケル-ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)めっきで使用するミスト抑制剤中にPFOSの意図的含有がある場合
			Y	B13-J-4	金属皮膜前のプラスチック基材のエッチングで使用するミスト抑制剤中にPFOSの意図的含有がある場合
			Y	B13-J-6	特定用途(B13-J-0,1,2,3,4)を除く、成形品の含有成分として、均質材料単位あたり0.1wt%以上のPFOSの意図的含有がある場合、もしくはテキスタイルまたはその他の被覆された材料について、被覆材の 1 μg/m2以上の量でPFOSの意図的含有がある場合
			Y	B13-J-7	特定用途(B13-J-0,1,2,3,4,6,8,9)を除くPFOSの意図的含有がある場合
			Y	B13-J-8	特定用途(B13-J-0,1,2,3,4,6,7,9)を除く均質材料単位あたり0.1wt%以上のPFOSの不純物としての含有がある場合
			Y	B13-J-9	特定用途(B13-J-0,1,2,3,4,6,7,8)を除く、物質、または調剤の構成成分として、0.001wt%を超えるPFOSの含有がある場合
			N	B13-J-92	フォトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反射防止コーティング中に1 μg/m2未満のPFOSの不純物としての含有がある場合
			N	B13-J-93	フィルム、書類、または印刷版に使用される写真コーティング中に1 μg/m2未満のPFOSの不純物としての含有がある場合
			N	B13-J-94	クロムめっき、クロム酸化処理、リバースエッチングで使用するミスト抑制剤中に、0.001wt%以下のPFOSの不純物としての含有がある場合
			N	B13-J-95	無電解ニッケル-ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)めっきで使用するミスト抑制剤中に、0.001wt%以下のPFOSの不純物としての含有がある場合
			N	B13-J-96	金属皮膜前のプラスチック基材のエッチングで使用するミスト抑制剤中に、0.001wt%以下のPFOSの不純物としての含有がある場合
			N	B13-J-89	特定用途(B13-J-92,93,94,95,96)を除く、物質、または調剤の構成成分として、0.001wt%以下の不純物としてのPFOSの含有がある場合
			N	B13-J-90	特定用途(B13-J-92,93,94,95,96)を除く、成形品の含有成分として、均質材料単位あたり0.1wt%未満のPFOSの不純物としての含有がある場合、もしくはテキスタイルまたはその他の被覆された材料について、被覆材の 1 μg/m2未満の量でPFOSの不純物としての含有がある場合
			N	B13-J-91	特定用途(B13-J-92,93,94,95,96,89,90)を除くPFOSの不純物としての含有がある場合
	B10	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	Y	B10-J-0	意図的添加の含有がある場合
			N	B10-J-98	不純物の含有がある場合
	B19	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	Y	B19-J-0	積層プリント配線基板中のものを除く、プラスチック材料中の塩素の含有合計で0.1重量%を超える含有がある場合
			N	B19-J-98	積層プリント配線基板中のものを除く、プラスチック材料中の塩素の含有合計で0.1重量%以下の含有がある場合
	C01	アスベスト類	Y	C01-J-1	意図的添加の含有がある場合
			N	C01-J-98	不純物の含有がある場合
	C02	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	Y	C02-J-2	重量比が0.003%を超える特定の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料を含有する皮革製品及び繊維製品の場合(皮革、織物を有する部位での使用)
			Y	C02-J-3	製品用途不明で意図的添加の含有がある場合
			N	C02-J-98	C02-J-2, C02-J-3以外の含有がある場合
	C04	オゾン層破壊物質	Y	C04-J-1	意図的添加の含有がある場合
			N	C04-J-98	不純物の含有がある場合
	C06	放射性物質	Y	C06-J-1	意図的添加の含有がある場合
			N	C06-J-98	不純物の含有がある場合
	C07	ホルムアルデヒド	Y	C07-J-0	重量比0.0075%を超える織物製品への含有がある場合
			Y	C07-J-2	調査対象に木材を有する場合で、木材中に意図的添加の含有がある場合
			N	C07-J-97	C07-J-0、C07-J-2以外の含有がある場合
	C08	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (CAS No. 3846-71-7)	Y	C08-J-0	意図的添加の含有がある場合
			N	C08-J-98	不純物の含有がある場合
	C09	フタル酸エステル類 グループ1 (BBP, DBP, DEHP)	Y	C09-J-1	玩具、または育児製品の用途で、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、BBP, DBP, DEHPの合計値で0.1%を超える含有がある場合
			Y	C09-J-2	製品用途不明で、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、BBP, DBP, DEHPの合計値で0.1%を超える含有がある場合
			Y	C09-J-96	C09-J-1の用途以外の製品に使用され、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、BBP, DBP, DEHPの合計値で0.1%を超える含有がある場合
			N	C09-J-97	C09-J-1、C09-J-2の用途以外で、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、BBP, DBP, DEHPの合計値0.1%以下の含有がある場合
	C10	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP, DINP, DNOP)	Y	C10-J-0	子供の口に入る玩具、または育児製品の用途で、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、DIDP,DINP, DNOPの合計値で0.1%を超える含有がある場合
			Y	C10-J-1	製品用途不明で、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、DIDP, DINP, DNOPの合計値で0.1%を超える含有がある場合
			Y	C10-J-97	C10-J-0の用途以外の製品に使用され、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、DIDP, DINP, DNOPの合計値で0.1%を超える含有がある場合
			N	C10-J-98	C10-J-0、C10-J-1の用途以外で、可塑化した材料(均質材料単位)あたりの重量比が、DIDP, DINP, DNOPの合計値で0.1%以下の含有がある場合
	C11	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	Y	C11-J-0	均質材料単位あたりの重量比が0.00001%を超える含有がある場合
			N	C11-J-98	均質材料単位あたりの重量比が0.00001%以下の含有がある場合
	C47	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	Y	C47-J-0	均質材料単位あたりの重量比が0.00001%を超える含有がある場合
			N	C47-J-98	均質材料単位あたりの重量比が0.00001%以下の含有がある場合
	C48	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	Y	C48-J-0	均質材料単位あたりの重量比が0.00001%を超える含有がある場合
			N	C48-J-98	均質材料単位あたりの重量比が0.00001%以下の含有がある場合
REAC規則 項懸念物質(SVHC)	A17	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	Y	A17-J-3	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A17-J-97	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A20	五酸化二ヒ素	Y	A20-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A20-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A21	三酸化二ヒ素	Y	A21-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A21-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	B11	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) <全ての主要ジアステレオ異性体を含む>	Y	B11-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	B11-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	B09	短鎖型塩化パラフィン(炭素数10～13)	Y	B09-J-1	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	B09-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	B16	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	Y	B16-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	B16-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C12	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	Y	C12-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C12-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C13	フタル酸ジブチル(DBP)	Y	C13-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C13-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C14	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	Y	C14-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C14-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A22	塩化コバルト(CoCl2)	Y	A22-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A22-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A25	クロム酸鉛	Y	A25-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A25-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A26	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I. ピグメントレッド104)	Y	A26-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A26-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合

	物質群分類No.	物質群名称	含有判定	使用用途分類コード	使用用途分類
REAC規則 項懸念物質(SVHC)	A27	C.I. ピグメントイエロー 34	Y	A27-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A27-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C15	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	Y	C15-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C15-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C16	アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	Y	C16-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C16-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C17	ジルコニア アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	Y	C17-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C17-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C18	ホウ酸	Y	C18-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C18-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C19	四ホウ酸ニナトリウム無水物	Y	C19-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C19-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C20	七酸化ニナトリウム四ホウ素水和物（四ホウ酸ニナトリウム水和物）	Y	C20-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C20-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C21	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐ジアルキルエステル類（DIHP）	Y	C21-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C21-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C22	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7～11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類（DHNUP）	Y	C22-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C22-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	B17	[4-[ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド（別名C.I. ベイシックバイオレット3）	Y	B17-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	B17-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A29	クロム酸鉛ストロンチウム	Y	A29-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A29-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	B20	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン（MOCA）	Y	B20-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	B20-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A30	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸ニクロム酸カリウム	Y	A30-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A30-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A31	クロム酸八水酸化五亜鉛	Y	A31-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A31-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C23	フタル酸ビス（2-メトキシエチル）	Y	C23-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C23-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C24	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	Y	C24-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C24-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C25	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	Y	C25-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C25-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C26	N,N-ジメチルアセトアミド（DMAC）	Y	C26-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C26-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	B23	デカブロモジフェニルエーテル	Y	B23-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	B23-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A48	塩基性亜硫酸鉛	Y	A48-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A48-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C38	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン（TEGDME；トリグライム）	Y	C38-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C38-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A49	二塩基性リン酸鉛	Y	A49-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A49-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C39	1,2-ジメトキシエタン；エチレングリコールジメチルエーテル（EGDME）	Y	C39-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C39-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C40	4-アミノアゾベンゼン	Y	C40-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C40-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A50	三塩基性硫酸鉛	Y	A50-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A50-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A51	オレンジレッド（四酸化鉛）	Y	A51-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A51-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A52	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	Y	A52-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A52-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A53	四塩基性硫酸鉛	Y	A53-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A53-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C41	1,2-ジエトキシエタン	Y	C41-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C41-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C42	三酸化ニホウ素	Y	C42-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C42-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A54	ジクロロジブチルスズ（DBTC）	Y	A54-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A54-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A55	シアナミド鉛	Y	A55-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A55-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C43	N,N-ジメチルホルムアミド	Y	C43-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C43-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A56	ケイ酸(H2Si2O5)バリウム塩(1:1)、鉛をドープ	Y	A56-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A56-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C44	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	Y	C44-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C44-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C45	フタル酸ジイソペンチル（DIPP）	Y	C45-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C45-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	C46	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル	Y	C46-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	C46-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A57	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	Y	A57-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A57-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A58	チタン酸ジルコニウム酸鉛	Y	A58-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A58-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A59	オキシ硫酸鉛	Y	A59-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A59-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合

	物質群分類No.	物質群名称	含有判定	使用用途分類コード	使用用途分類
REACH規則(SVHC)	A60	フタル酸ジオキソ三鉛	Y	A60-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A60-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A61	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	Y	A61-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A61-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A62	脂肪酸鉛塩(炭素数16～18)	Y	A62-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A62-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合
	A63	二硝酸鉛、硝酸鉛(Ⅱ)	Y	A63-J-0	調査単位あたりの重量比が0.1%を超える含有がある場合
			N	A63-J-98	調査単位あたりの重量比が0.1%以下の含有がある場合

注1) 本表は、国内VT62474発行の"製品含有化学物質調査・回答ﾏﾆｭｱﾙ"(Ver.4.3 調査回答ﾌｫｰﾏｯﾄ対応版)に収載されている別紙4～6の引用である。

注2) 本表中の仕様用途分類コードの選択に際しては、"製品含有化学物質調査・回答ﾏﾆｭｱﾙ"(Ver.4.3 調査回答ﾌｫｰﾏｯﾄ対応版)にある注意事項を確認した上で適切な項目を選択する事。